

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3211号)

令和7年5月26日

横情審答申第3211号

令和7年5月26日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和5年11月22日総人第1214号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和4年度から令和5年度 こども青少年局中央児童相談所支援課で勤務する特定職員の兼職に係る関係書類の全て 兼職を廃止する関係書類を含む 期間令和4年10月から請求日まで」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「令和4年度から令和5年度 こども青少年局中央児童相談所支援課で勤務する特定職員の兼職に係る関係書類の全て 兼職を廃止する関係書類を含む期間令和4年10月から請求日まで」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年10月23日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、「当該開示請求に係る行政文書については、総務局人事課に提出されている関係書類がないことから、取得しておらず、保有していないため。」と要約される。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、該当する文書の開示を求める。
- (2) 当該する所管に対して、対象者から兼務届（兼職届）及び廃止に係る承認申請書等を提出させよ。その後、該当する文書の開示を求める。
- (3) 特定職員は、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）の適用を受けるところ、横浜市に採用された日に兼職状態であったから、同規定に基づく兼務届出が必要である。審査請求日においては、兼職状態ではないので、廃止届出が必要である。

## 5 審査会の判断

- (1) 職員の兼職に係る手続について

横浜市では、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38

条等に基づく職員の兼職について、職員の兼職に係る事務手続要領（平成12年6月1日総人第559号）を定めている。

職員が兼職を行う場合は、当該職員又は業務所管課は、区局の人事担当課と事前協議を行う。この事前協議により兼職可と判断された場合で、法第38条に該当しないときは「兼職届」を人事担当課へ提出し、法第38条に該当するときは総務局人事課（以下「人事課」という。）と合議をした上で「兼職許可申請書（兼許可通知書）」を人事担当課へ提出する。また、当該職員が兼職先において報酬又は謝金を得ることがない場合等は、「兼職許可申請書（兼許可通知書）」や「兼職届」の提出を不要としている。

(2) 本件審査請求文書について

開示請求書の記載から、本件審査請求文書は、令和4年10月から開示請求日までの間の特定職員の兼職に係る行政文書で、人事課が保有するもの全てと解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 特定職員について、兼職に係る相談や「兼職許可申請書（兼許可通知書）」に係る合議はなかったため、人事課では、本件審査請求文書を保有していない。

(イ) 審査請求人は、兼職に関する文書は全て人事課が管理すると考えているようであるが、管理は各所管課が行っている。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 11 月 22 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 3 月 24 日 (第455回第二部会)	・ 審議
令 和 7 年 4 月 28 日 (第456回第二部会)	・ 審議